

福岡空港滑走路増設事業に伴う自衛隊施設の移転に関する協定

国土交通省航空局長及び防衛省経理装備局長は、福岡空港滑走路増設事業に関し、次のとおり協定する。

第1条 滑走路増設事業に伴い、防衛省が現在使用する区域（別図に掲げる斜線①部分）を別図に掲げる斜線②部分へ移転するものとする。

第2条 滑走路増設事業において自衛隊に関連する工事内容は、別表A欄に掲げる施設の整備とする。

2 国土交通省及び防衛省は、別表B欄に掲げる区分により、それぞれ予算措置を講じるものとする。機能補償に係る国土交通省による予算措置は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）に基づき行うものとする。

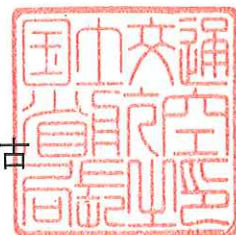
3 国土交通省は、別表C欄に掲げる区分により、支出に関する事務を防衛省へ委任するものとする。

第3条 本協定の実施の細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第4条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

平成27年7月30日

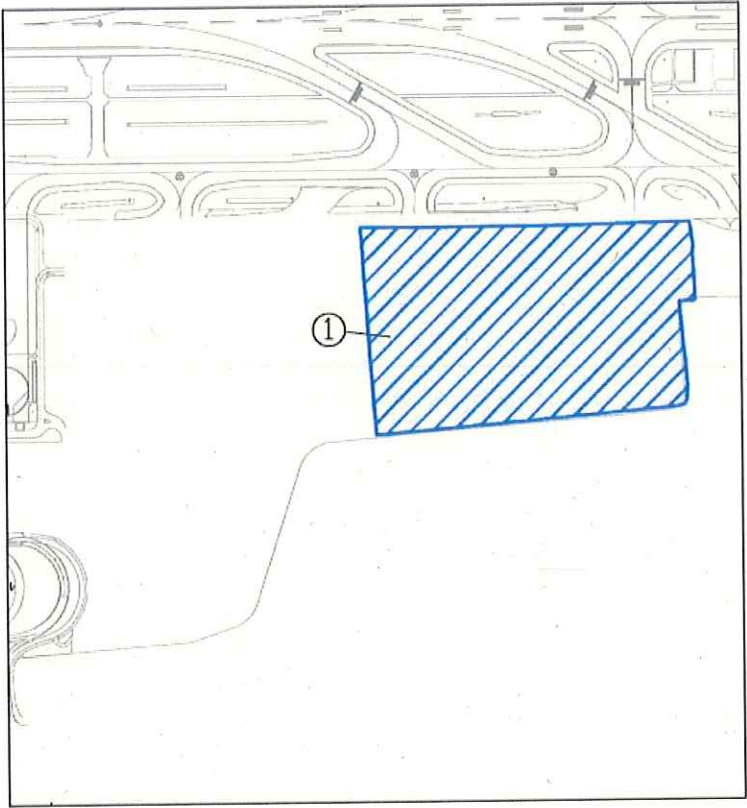
国土交通省航空局長 田村 明比古



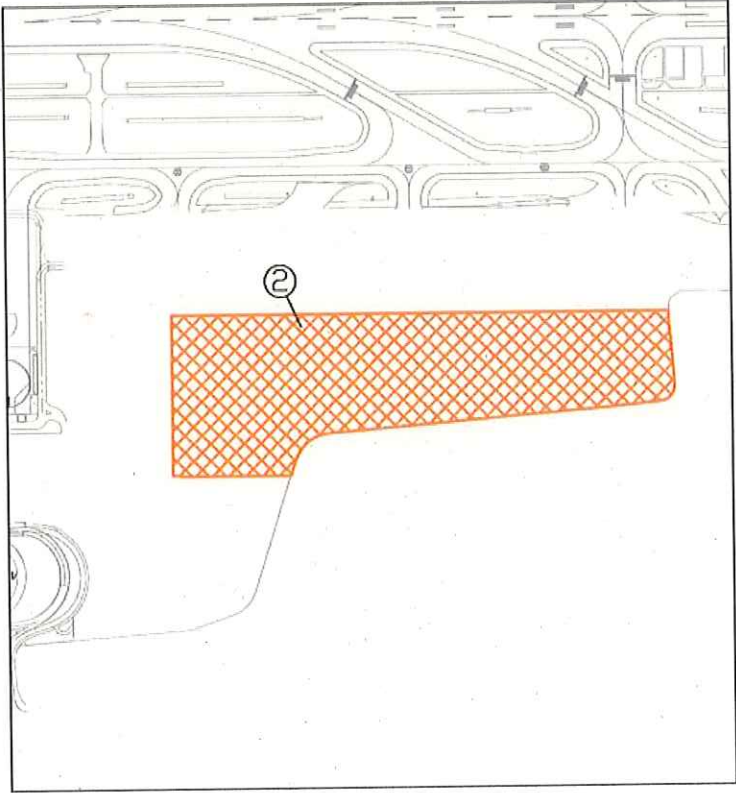
防衛省経理装備局長 三村 亨



現 状



将 来



別 表

A		B		C	備考
工事区分		予算措置を行う省		国土交通省から防衛省 へ支出委任するもの	
		国土交通省	防衛省		
土木施設					
1	過走帯		○		自衛隊用過走帯
		○			民航用過走帯
2	着陸拘束装置		○		
3	取付誘導路	○		○	
4	エプロン	○		○	
5	場周道路	○		○	
6	フェンス	○		○	
7	給油スタンド	○		○	
8	洗機場	○		○	
9	ドラムヤード	○		○	
10	給水施設	○		○	
建築施設					
11	格納庫	○		○	
12	動力器材庫	○		○	
13	空輸ターミナル,消防車庫,指揮所	○		○	
14	器材庫	○		○	
15	ボイラー室	○		○	
16	管理棟	○		○	
17	燃料小隊事務室	○		○	
航空灯火施設・無線施設					
18	誘導路灯火 (取付誘導路部)	○		○	
19	HFアンテナ	○		○	

※ 国土交通省による機能補償は、滑走路増設事業の施行により、廃止し、又は休止することが必要となる施設の機能回復を図るために行うものとする。

※ A欄に掲げる施設は、これに付帯する施設、諸機材、所要の移転経費等も含むものとする。